

ご利用にあたり

貸切バスに関するよくあるご質問にお答えします。

Q. 貸切バス運賃の他にかかる費用はありますか？

A. ガイド料、有料道路利用料、フェリー料、駐車料、乗務員の宿泊費など、当該運送に関連する費用はお客さまのご負担となります。

Q. キャンセル料はかかりますか？

A. お客さまのご都合により契約を解除（キャンセル）される場合は、下記のとおりキャンセル料を申し受けます。

○配車日の 14 日前から 8 日前まで	所定運賃および料金の 20%に相当する額
○配車日の 7 日前から配車日時の 24 時間前まで	所定運賃および料金の 30%に相当する額
○配車日時の 24 時間前以降	所定運賃および料金の 50%に相当する額

また、お客さまのご都合により配車車両数の 20%以上の台数減少をともなう運送契約の内容変更をされる場合は、減少した配車車両につき上記に基づいて算出したキャンセル料を申し受けます。

Q. バスガイドやツアーガイドはお願いできますか？

A. 当社では実績と満足度の高いサービスに定評がある事業者と契約しておりますので、遠慮なく営業スタッフにお申し付けください。

Q. 乗務員さんは深夜の運転は可能ですか？

A. 安全運転のため、2 名の乗務員で対応いたします。詳細については営業スタッフにお尋ねください。

Q. 車内は禁煙ですか？

A. 禁煙車両もございます。禁煙、喫煙のどちらかお選びいただけます。

Q. 荷物が多いのですが収納スペースはありますか？

A. 床下にトランクがございます。車内に持ち込めないお手荷物はトランクにお預けください。

Q. 食べ物や飲み物の持ち込みはできますか？

A. お客様までご用意いただいたものを持ち込むことは可能です。また、あらかじめお食事やお飲物、おつまみを積み込むことも可能です。お気軽に営業スタッフにご相談ください。

Q. 目的地へ送りだけ、または現地迎えだけでも申し込めますか？

A. 可能です。営業スタッフにご相談ください。

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」および同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

旅行業約款 手配旅行契約の部（一部抜粋）

この旅行は、東急バス株式会社（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

また、旅行契約の内容・条件は、契約書面に記載されている条件のほか本旅行条件書、および当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

東急バス株式会社（東京都知事登録国内旅行業 第 2-3132 号） 東京都目黒区東山 3-8-1

第一章 総則

第二条

1. この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
2. この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消手数料料金を除きます。）をいいます。

第三条

1. 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。

第二章 契約の成立

第五条

1. 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2. 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

第七条

1. 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

第八条

1. 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2. 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

第九条

1. 当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2. 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

第十条

1. 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2. 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

第二章 契約の変更及び解除

第十二条

1. 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求

めに応じます。

2. 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更
に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

第十三条

1. 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第十四条

1. 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

- ・ 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第四章 旅行代金

第十六条

1. 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

2. 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

3. 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

第十七条

1. 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費

用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

2. 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
3. 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章 団体・グループ手配

第十八条

1. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

第十九条

1. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

第二十二条

1. 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
2. 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
3. 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。
4. 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第六章 責任

第二十三条

1. 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を

与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3. 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては十四日以内に、海外旅行にあつては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第二十四条

1. 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2. 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。